

地域経営方針書

1. 地域経営方針書の位置付けと役割

これまで自治体間の税収格差を調整し、一定の行政サービスの提供を保障してきた地方交付税*は、今後さらに削減される可能性が高まりつつあります。高根沢町においては、一層慎重な財政運営を進めるとともに、地域運営の効率化が必要になっています。限られた財源と人材の中で、多岐にわたる行政ニーズに応えていくためには、民間企業と同様に、地域を経営する視点が今まで以上に重要になってきます。

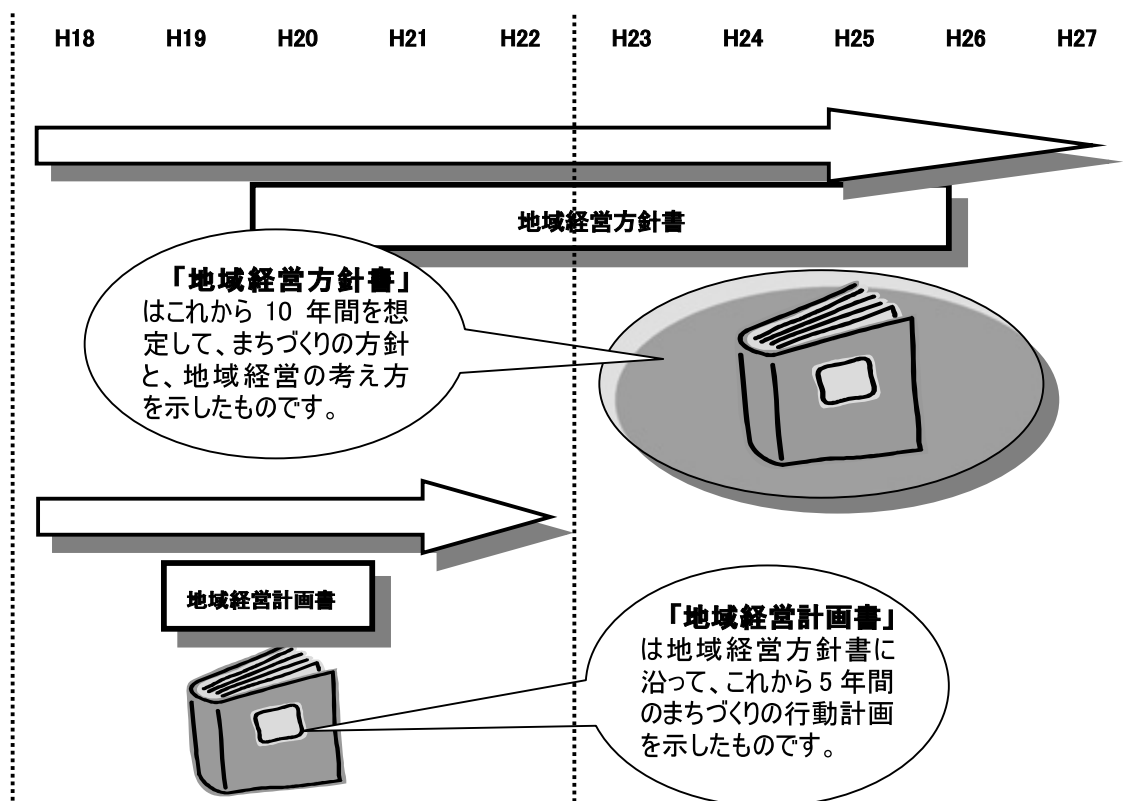
こうした背景から、第5次高根沢町振興計画は、効率的な地域経営の基本方針、施策と事業を示した計画として位置付け、「地域経営計画」と名づけました。これまでの振興計画は、基本構想と基本計画から成り立っていましたが、今回の振興計画では、基本構想を『地域経営方針書』と、基本計画を『地域経営計画書』と名づけています。

地域経営方針書の役割は、地域経営の基本的な考え方を町民のみなさんに伝えることです。地域経営の概況、まちづくりの基本理念、地域経営の基本方針、そして政策目標を示し、地域経営計画書の指針としての役割を果たすものです。

2. 地域経営方針書の計画期間

地域経営方針書の計画期間は、平成18年度を初年度とし、平成27年度を最終年度とする10箇年です。

※地域経営方針書と地域経営計画書



3. 地域経営方針書の構成

I. まちづくりの合言葉	6
II. 高根沢町の地域経営概況	7
III. まちづくりの基本理念	13
【概念図】	14
IV. 地域経営の基本方針	15
1. 行財政改革による効率的な地域経営	15
2. 町民との協働による地域経営	16
3. 資源を生かす地域経営	17
V. 分野別の基本方針	18
【政策体系図】	19
【政策単位の基本方針】	20
1. 都市・生活基盤分野	20
2. 保健医療・福祉分野	22
3. 自然・生活環境分野	23
4. 産業経済分野	24
5. 教育・文化分野	25
6. 地域コミュニティ分野	27

I. まちづくりの合言葉

1970年代から、ただひたすら利便性を追求してきた結果、私たちは豊かさを手に入れたように感じていましたが、同時に大規模な自然災害、あるいは凶悪な犯罪の頻発など、深刻で複雑な問題に直面することになりました。

「これで良かったのか」、「このままでいいのか」、「真の豊かさとは何か」、誰もが気づき始めているのに抜本的な解決策を見出せない、それが今の社会の在り様ではないでしょうか。

このような背景から、今後10年間のまちづくりにおける最も優先する姿勢として、次の合言葉を掲げます。

『 手間、暇 かけて 』

～ 行政改革から行政創造へ～

大量生産、大量消費、大量廃棄社会の中で、「手間なし」、「手間いらず」に価値を見出してきたこれまでの反省し、「手間」と「暇」をかけて、町民のみなさんと一緒にじっくりと、高根沢町のあり方を考え、丁寧に、着実に実現していくことが、今、必要なことではないかと考えます。

「あれも、これも」ではなく「あれか、これか」に。目先の利益を追求する社会に決別し、限りある資源を、本当に必要なところに集中させる仕組みをつくること、それが行政の果たすべき責任です。そして町の目指す姿や地域の課題を町民のみなさんと共有し、役割分担していくこと、ともに汗を流すことが、町民のみなさんから信頼を得るための、「手間、暇」かけたまちづくりです。

またこれからのまちづくりは、そこに暮らす生活者の視点が求められています。そのためには、ほんの少し、みなさんの労力と時間を地域に分けていただく必要があります。その一人ひとりの町を想う心、町を愛する心が、地域の力を呼び覚ますための「手間、暇」かけたまちづくりです。

Ⅱ．高根沢町の地域経営概況

１．財政状況

（１）近年の財政状況

本町の近年の歳入歳出額（一般会計）は、約 90 億円前後で推移しています。歳入の柱となる町税は約 42 億円前後で歳入全体の 5 割弱であり、地方交付税*、国県支出金、地方債*などが町の歳入を支えています。平成 14 年度には約 13 億円であった地方交付税額は、国の厳しい財政状況を背景として、平成 15 年度には約 8 億円、平成 16 年度には約 7 億円に減額されており、本町も厳しい財政運営を余儀なくされています。

一方、最近の歳出は、人件費と物件費*がそれぞれ約 2 割を占め、この他、繰出金*、補助費等*、公債費*などの歳出割合が高くなっています。定員管理を徹底し、職員削減に努めたことにより、人件費は多少抑制できていますが、公債費*や繰出金*が増加しています。公共施設の整備などに相当する普通建設事業費*は、平成 11 年度には 20 億円を超えていましたが、抑制に努め、平成 16 年度では約 8 億円まで減少しました。

（２）将来の財政状況

国庫補助負担金*の廃止・縮減、税源移譲*、地方交付税*制度改革を一体的に進める「三位一体の改革」については、地方に対する税財源の移譲は円滑には進まず、かえって地方財政を圧迫する結果になっています。

国の厳しい財政状況を前提に置くと、国の地方交付税*総額は地方交付税*の原資（国税の一定割合）に近づけることが予想され、本町に対する地方交付税*額はさらに減少するものと予想されます。一方、将来の高齢者の増加に伴い扶助費*は増加し、歳入が厳しくなる中で、実施すべき福祉サービスも増加することが確実です。

平成 16 年度決算額を基準とし、将来人口予測など一定の前提条件を想定して将来の財政状況を見通すと、当然のことながら普通建設事業費*は激減していくという結果となります。過去 5 年間の普通建設事業費*は、毎年概ね 10 億円程度を投入してきましたが、今後 10 年の財政予測では、平成 18 年度を除き毎年度平均約 4 億円にまで減少してしまいます。

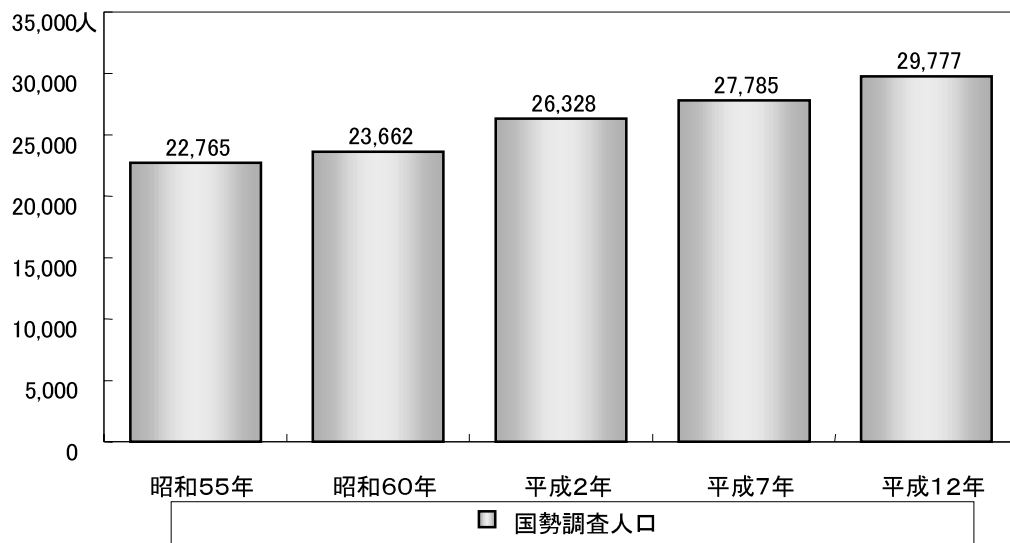
したがって、今後も満足度の高いサービスを維持するためには、行財政改革を強力に推し進め、人件費をはじめとする固定費を削減し、普通建設事業費*を捻出していく必要があります。引き続き、効率的な地域運営に向けて最大限努力することが不可欠となります。

2. 人口

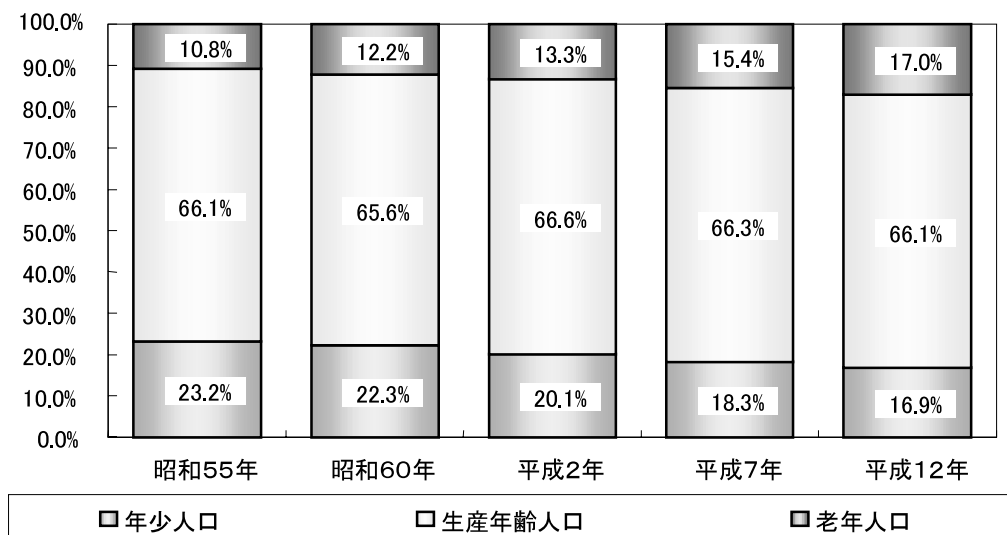
(1) これまでの人口の推移（人口は増加傾向）

本町の国勢調査人口は、平成12年で29,777人です。近年は順調に人口を増やしています。平成12年の年少人口（14歳以下）割合は16.9%、老年人口（65歳以上）割合（高齢化率）は17.0%であり、年少人口割合は減少傾向に、老年人口割合は増加傾向にあります。

■人口の推移



■年齢階層別の人口割合の推移

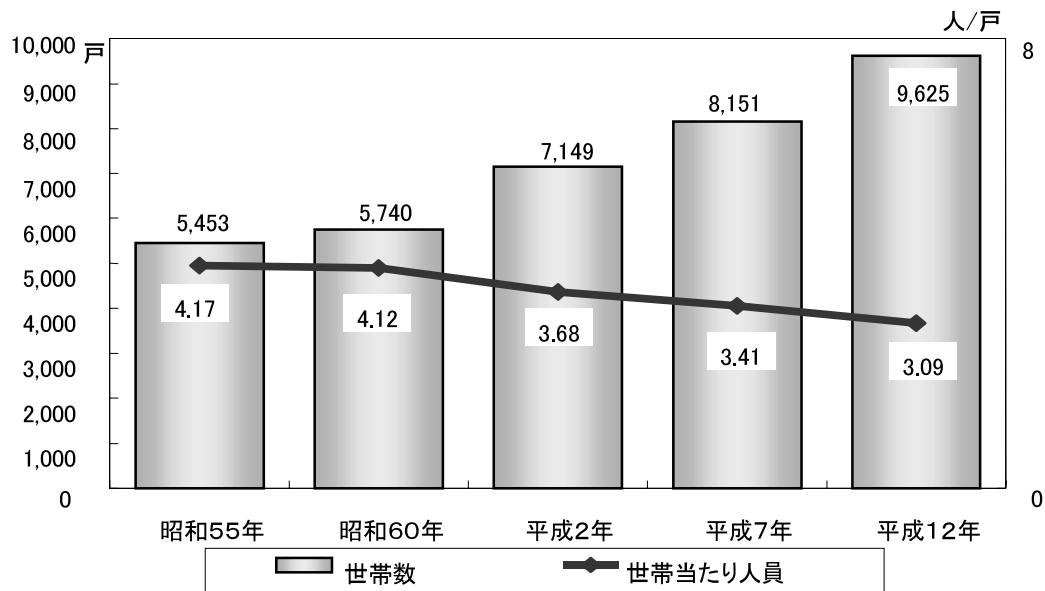


資料：国勢調査より

（２）これまでの世帯数の推移（核家族化が進行）

本町の世帯数は、平成 12 年では 9,625 戸、1 世帯当たり人数は 3.09 人です。1 世帯当たりの人数は減少しており、核家族化が進行しています。

■世帯数

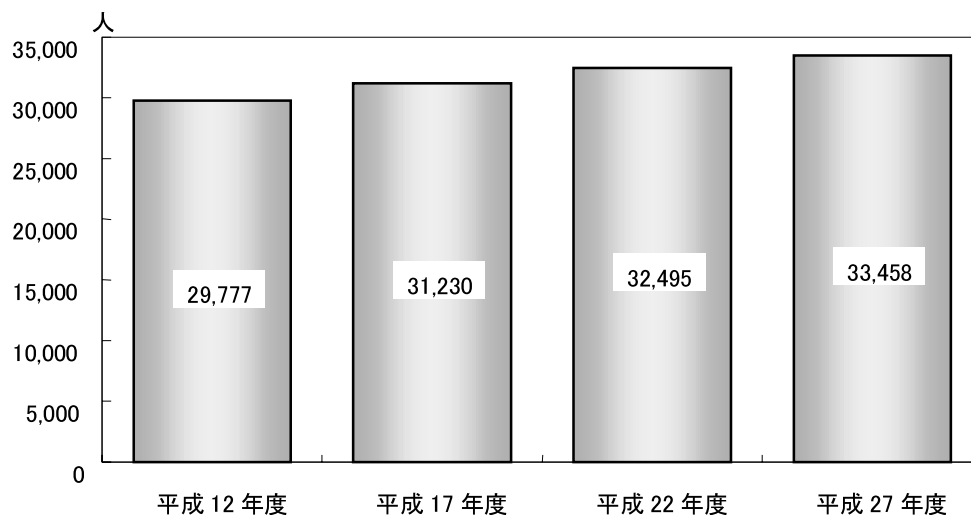


資料：国勢調査より

（３）将来の人口（今後も人口増加）

過去 5 年間の人口変化率を当てはめて、本町の将来人口を予測すると、平成 22 年度には約 32,500 人、平成 27 年度には約 33,500 人に増加するものと考えられます。

■人口の見通し



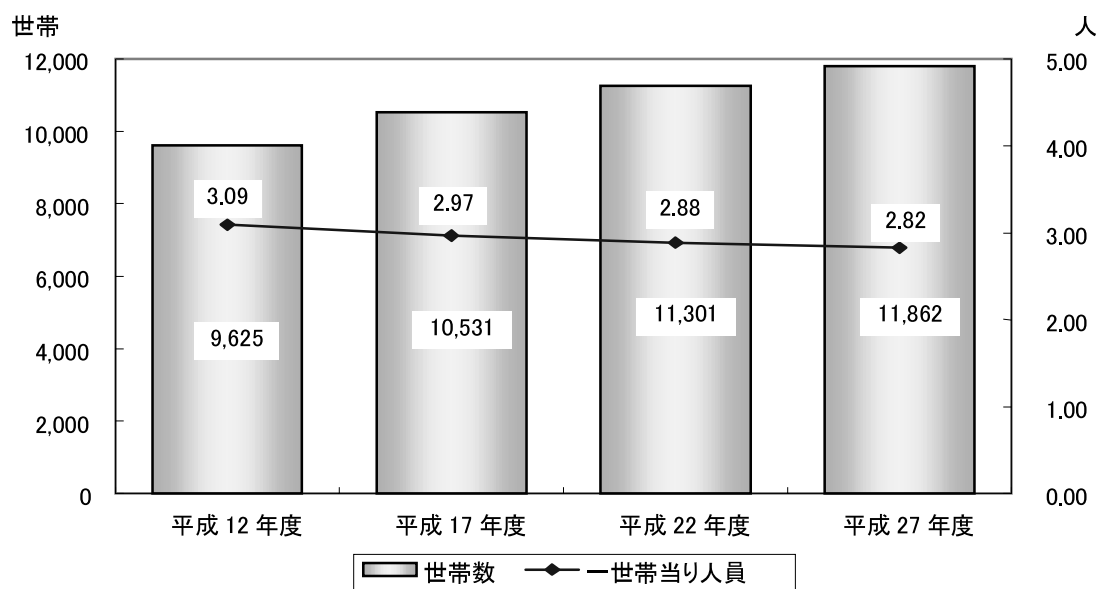
■年齢別構成比の見通し（平成 12 年度は国勢調査人口）

項目	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
年少人口 (0 歳から 14 歳以下)	5,023 人 (16.9%)	4,740 人 (15.2%)	4,794 人 (14.8%)	4,886 人 (14.6%)
生産年齢人口 (15 歳から 64 歳以下)	19,689 人 (66.1%)	21,087 人 (67.5%)	21,853 人 (67.2%)	21,966 人 (65.7%)
老年人口 (65 歳以上)	5,065 人 (17.0%)	5,403 人 (17.3%)	5,848 人 (18.0%)	6,606 人 (19.7%)
合計	29,777 人	31,230 人	32,495 人	33,458 人

（４）将来の世帯数（今後も核家族化が進行）

最近の核家族化の傾向を当てはめて、本町の将来の世帯数を予測すると、平成 22 年度には約 11,300 戸（世帯人員 2.88 人／戸）、平成 27 年度には約 11,800 戸（世帯人員 2.82 人／戸）になるものと考えられます。

■世帯数の見通し（平成 12 年度は国勢調査人口）



（５）人口増加と少子高齢化に伴い地域経営経費は上昇

本町の人口が今後も増加することを踏まえると、限られた職員数や財源の中で行き届いたサービスを提供するためには、今まで以上にサービス活動や事業の効率化を図ることが必要になっています。

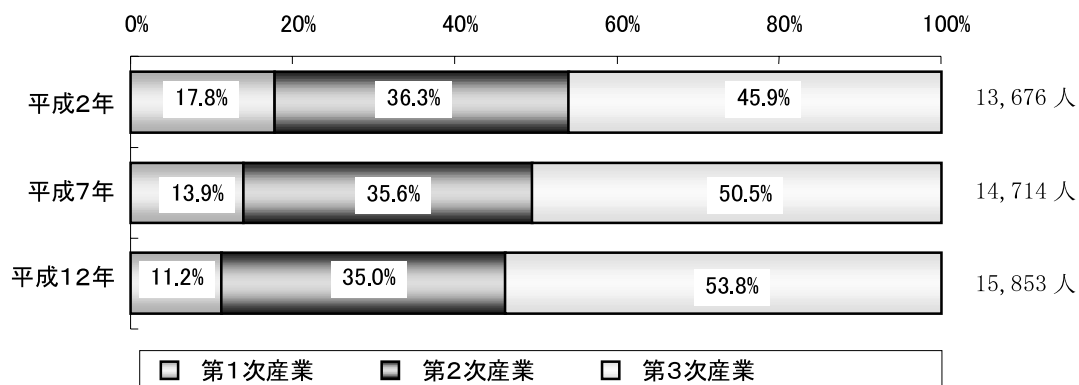
また、今後も少子高齢化の進行が予想され、年少人口（14 歳以下）は平成 27 年度には 4,886 人に減少する一方、老年人口（65 歳以上）は 6,606 人に増加するものと見込まれます。少子化に歯止めをかけるためには、さらなる少子化対策が必要であり、高齢者の増加は、高齢者福祉や老人医療に要する経費を押し上げる可能性があります。さらに核家族化の進行もうかがえ、世帯構成に応じたきめ細かいサービスも必要になり、地域経営に要する経費は上昇することが確実です。

3. 産業

(1) 産業別就業者数（第三次産業就業者数は増加傾向）

本町の平成12年国勢調査に基づく就業者数は15,853人であり、最近増加傾向にあります。第一次産業就業者数の割合は、11.2%、第二次産業就業者数は35.0%、第三次産業就業者数は53.8%であり、近年第一次産業就業者数が減少し、第三次産業就業者数が増加しています。

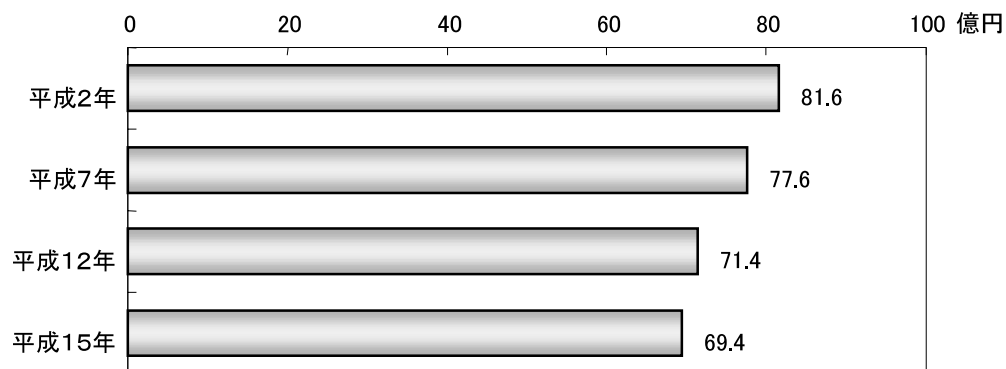
■産業別就業者数（国勢調査人口より）



(2) 農業（農業産出額は減少傾向）

本町の農業産出額（農業粗生産額）は、平成15年では69.4億円であり、近年の農業産出額は減少傾向にあります。農業産出額の割合が高い品目は、米や畜産などです。

■農業産出額（生産農業所得統計より）

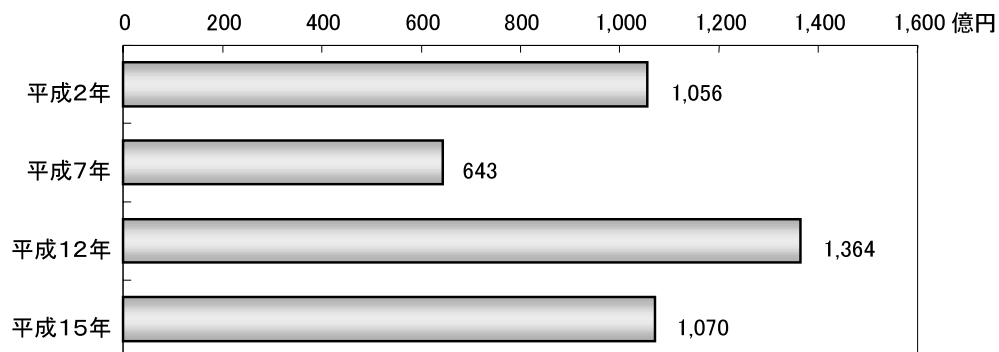


(3) 工業（景気によって製造品出荷額が変動）

本町の製造品出荷額等は、平成15年では1,070億円です。景気や企業業績によって製造品出荷額は変動が見られます。町内には、本田技研工業(株)や麒麟麦酒(株)などの有力メーカーが立地するとともに、研究施

設を中心とした産業団地のソフトリサーチパーク「情報の森とちぎ」が分譲されています。

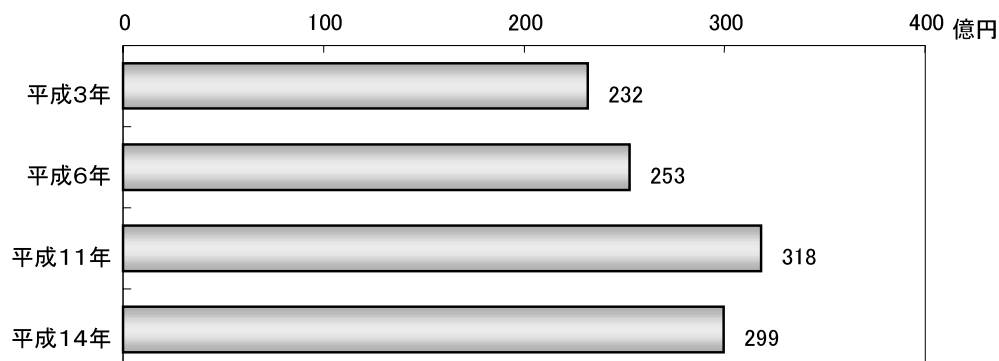
■製造品出荷額等（工業統計より）



（４）商業（年間商品販売額はやや減少）

本町の平成14年の卸売業と小売業を合わせた年間商品販売額は299億円です。最近、年間商品販売額は減少しています。

■年間商品販売額（商業統計より）



（５）地域経営に役立つ産業振興を推進

本町の農業は衰退傾向がうかがえます。しかし、農業は産業としての側面だけではなく、農地は生態系の一翼を担うとともに、町の生活環境に潤いを与えています。景観形成や体験教育の実践場所など、多様な機能を備えている農地を町の貴重な地域資源と捉えて、有効に活用することとします。

また、本町の商業は、宇都宮商圏の影響を受けて停滞しています。しかし、最寄品を提供する地域商業は、日常生活に不可欠な機能であり、宝積寺駅周辺整備などと併せて集客力を向上させて維持を図ることとします。

本町の工業は、有力企業が立地していることから、特に町の財政に大きな貢献をしています。引き続き、税収の安定的確保に向けて企業誘致に努めることとします。

Ⅲ. まちづくりの基本理念

本町の将来像を描く上で、考慮しなければならない社会潮流として、少子高齢化、地球温暖化、および高度情報化などへの対応があげられます。子育てしやすい環境、高齢者が安心して暮らせるまち、環境負荷の少ない資源循環型社会*などを実現するとともに、情報通信技術を活用して利便性の高いサービスを提供し、付加価値を創造していくことや地域経営を効率化することは、これからのまちづくりに不可欠な事柄です。

さらに、最近では凶悪な犯罪や大規模な自然災害などが頻発していることから、暮らしの安全が脅かされています。まちの安全性を高めて、町民の不安を取り除き、安心感を提供することも求められています。

住民意識調査（平成 17 年 2 月実施）では、防犯・交通安全、高齢者福祉、都市基盤、学校教育・青少年育成などに対する優先度が高く、「安心できる社会」、「快適な生活環境」、「健全で水準の高い教育」などの実現が期待されています。

こうした社会潮流や町民の意向に基づき、まちづくりの基本理念を次の通り設定しました。

1. 安心して暮らせる地域社会をつくる

町民が安心して子育てができる、老後も安心して暮らすことができる、機能的で暮らしやすいまちをつくれます。町民の健康、生活、財産を守るため、福祉を充実させ、防災防犯機能を向上させて、安心感に満ちた、安全性の高いまちをつくれます。

2. 持続的に成長できる仕組みをつくる

本町が着実に成長し、充実したサービスが継続できるよう、社会環境の変化に的確に対応したまちをつくれます。環境負荷の削減、情報化や国際化への対応、行財政改革の推進など、本町が持続的に成長していく上で不可欠な仕組みをつくれます。

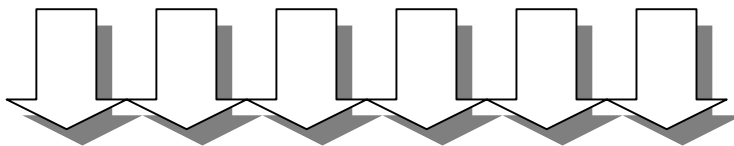
概 念 図

Ⅲ. まちづくりの基本理念

1. 安心して暮らせる地域社会をつくる
2. 持続的に成長できる仕組みをつくる

Ⅳ. 地域経営の基本方針

1. 行財政改革による効率的な地域経営
2. 町民との協働による地域経営
3. 資源を生かす地域経営



1 都市・生活基盤分野

2 保健医療・福祉分野

3 自然・生活環境分野

4 産業経済分野

5 教育・文化分野

6 地域コミュニティ分野

V. 分野別の基本方針

Ⅳ. 地域経営の基本方針

１．行財政改革による効率的な地域経営

まちづくりの基本理念を着実に実現し、満足度の高いサービスを提供するためには、まず大胆な行財政改革を行う必要があります。

本町においては、第４次振興計画の計画期間中、第１次、第２次の行政改革大綱を策定し、情報公開、行政評価*、ISO9001*、人事評価等従来の行政構造を抜本的に改革するためのシステム構築に取り組んできました。さらに、平成１５年度には、それら行政構造改革システムを有機的に運用するために高根沢町政策マネジメントシステムを確立し、総合窓口の設置、行政情報提供システムの構築等住民サービス向上施策と併せて、積極的な行財政改革と質の高い住民サービスの実現に努めてきました。

これからの地域経営にあたっては、固定費の削減、業務の効率化、財政基盤の強化といった課題解決の手段として高根沢町政策マネジメントシステムをこれまで以上に有効に活用するとともに、国の示す集中改革プラン*の実施を含めた効率的な地域経営に向けた取組みを進めます。

（１）地域経営の固定費削減

町民へのサービスに必要な財源をできるだけ多く確保するため、地域経営の固定費を削減します。これから団塊世代*の職員が退職時期を迎えることから、退職者数に対して採用数を限定して職員数を削減するとともに、職員給与などの見直しを行い、歳出の約２割を占める人件費の削減を図ります。

また、各種公共施設の管理運営は、指定管理者制度*を積極的に活用してコスト削減に努め、地域経営の固定費を削減します。

（２）連携による業務効率化

限られた財源、職員、施設などの経営資源を有効に活用するため、効率的な組織体制を構築していくとともに、地域、周辺自治体、外部専門機関などと業務内容に応じて柔軟に連携を組み、業務の効率化を図ります。

地域の力で解決すべきことは、町民、ボランティア団体、ＮＰＯ法人*との連携の仕組みを整え、きめ細かいサービスの提供を行います。また、周辺自治体等との連携による定型的業務の共同処理や、大学や研究機関との連携による問題解決体制の構築を検討し、業務の効率的な遂行を実現します。

（３）財政基盤の強化

健全な財政を将来にわたり維持していくため、財源の確保と財政基盤の強化に取り組めます。税の徴収対策、税負担や使用料・手数料の見直しなどを通して、増収に努めるとともに、公債費負担比率*や起債制限比率*等を利用した長期的債務の管理などを通して適正な財政管理を行い、財政の健全性確保に努めます。

2. 町民との協働による地域経営

（１）町民の意向が反映する仕組みづくり

中央集権型の行政システムから、自治体の主体性を重視した行政システムへと移行しつつあり、自らの地域のことは自らの責任で自らが決める時代になりつつあります。町民への情報提供、町民の意向把握を充実させるとともに、町民がまちの計画づくりを協議する機会を増やし、町民の意向がまちづくりに反映する仕組みを整えて、町民主体の地域経営を実現します。

（２）町民と行政の協働の仕組みづくり

町内に住む人々や、町内を活動基盤としている団体は、地域の実態に応じてきめ細かい活動を展開することができます。町民、ボランティア団体、NPO法人*等が、それぞれの持ち味を活かし、行政とともにまちをつくり運営することが、サービスの向上、地域コミュニティの充実、業務の効率化につながる可能性があります。町民や地域団体と行政との役割分担を適切に調整し、相互に協力し合う協働経営の仕組みを築きます。

3. 資源を生かす地域経営

(1) 利便性を生かした地域価値の向上

本町の中心市街地である宝積寺地域は、宝積寺駅を中心に拡大してきました。J R宇都宮線と国道4号が縦断する宝積寺地域は、宇都宮までの通勤通学距離が短く、現在でも若い世代が転入して本町の人口を増加させています。我が国全体の人口が減少期を迎える中で、転入者を集めている利便性の良さや暮らしやすさに注目し、磨きをかけてまちづくりに積極的に生かしていきます。中心市街地の居住環境、商業機能の魅力を向上させて地域価値を高め、本町全体の活性化につなげていきます。

(2) 地域ブランドの育成

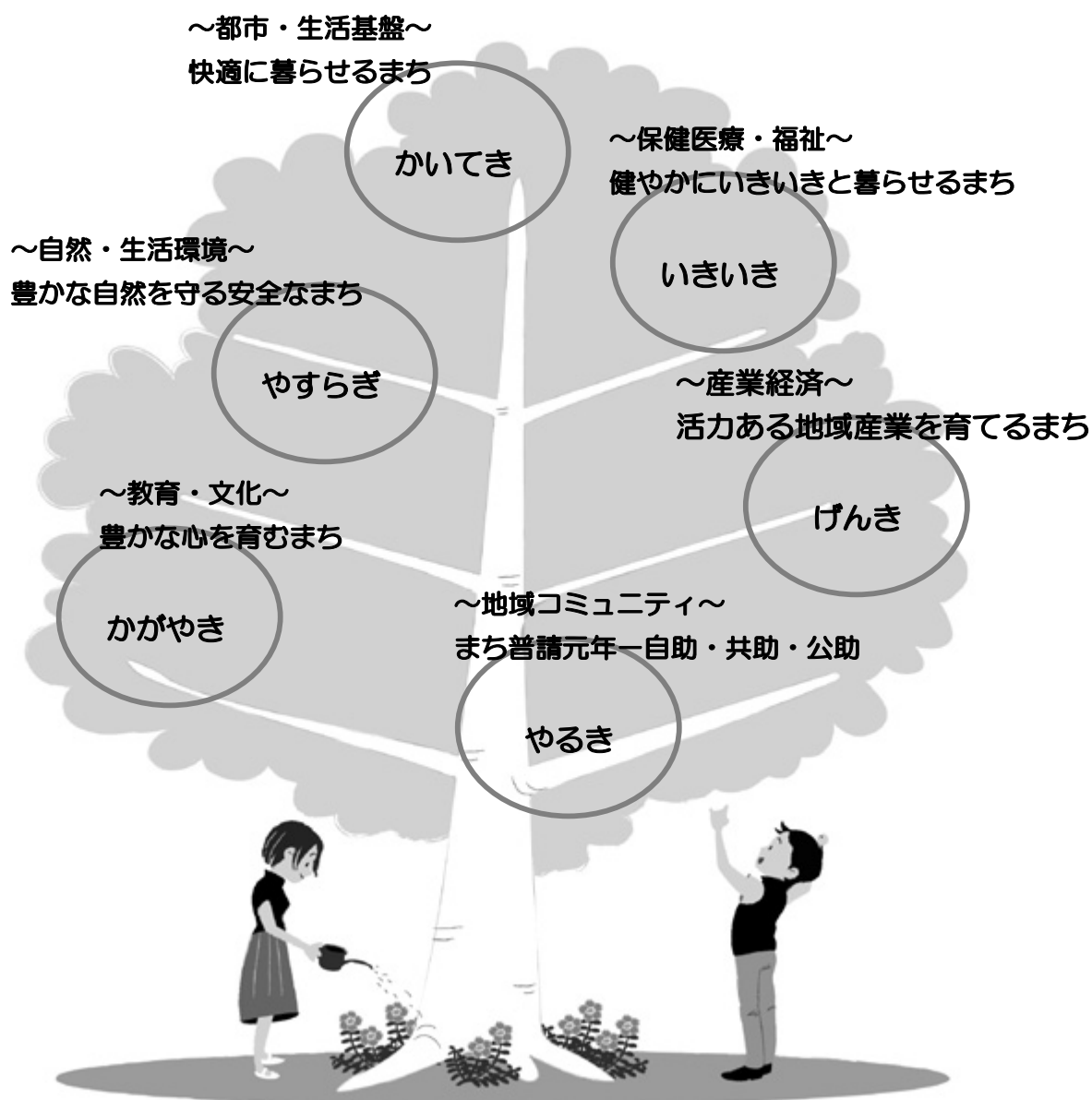
米、野菜、果樹などを生産している農業は、本町の産業の一翼を担うとともに、生態系を支え、自然に恵まれた生活環境を提供してきました。食物を供給して人々の生命や健康を支えている農業は、地域固有の文化を育むとともに、最近では観光や体験学習などの場所としても活用され、幅広い役割を果たしています。

また、本町では家庭から出る生ごみから堆肥をつくり、その堆肥を使って作られた農産物を学校給食でこどもたちへ、直売所で各家庭へという循環型農業*の仕組みが、町民のみなさんの努力によって確立されています。

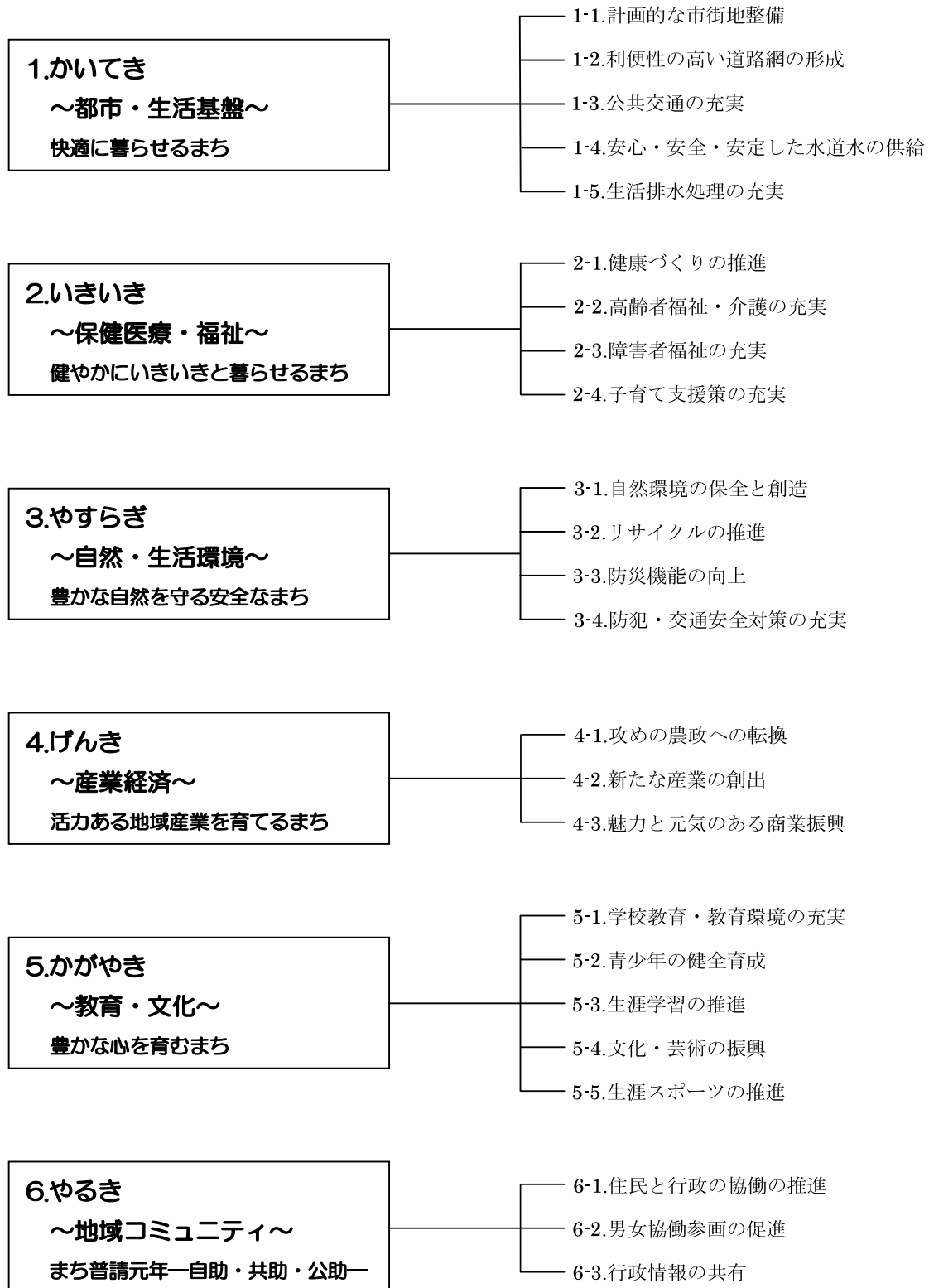
こうした農業が備える潜在的な可能性をまちづくりに生かすとともに、食の大切さについても見直すことによって、地域の個性を確立していきます。本町の生活を支えてきた農業と「食」の価値を正しく認識して地域の個性を見極め、さらに町全体の地域ブランドに育てることによって、町の更なる成長を目指します。

V. 分野別の基本方針

まちづくりの基本理念を実現するために、取り組むべき課題を具体的な分野に分けて、基本方針を設定しました。また各分野をさらに細分化し、それを政策単位と定め、基本方針と目標を立てることで、安心して暮らせる 10 年後の高根沢町の姿を明示しました。



政策体系図



政策単位の基本方針

1. 都市・生活基盤分野の目標

《 かいてき：快適に暮らせるまち 》

1-1.計画的な市街地整備

基本方針：市街地整備は区画整理事業を前提に進めます。生活環境の改善が早急に求められている地区は、下水道の整備を先行し、道路の歩車分離、公園の整備も進めます。また、景観条例を制定し、宝積寺駅や駅周辺地域などに対して、良好な景観形成を図ります。

政策目標：宝積寺駅周辺地域の機能性、快適性を向上させ、高根沢町の玄関口としてふさわしい顔を備えた街にします。宝積寺駅及び駅周辺地域は平成 19 年度までに整備し、平成 22 年度までに景観条例を制定し、良好な街並み景観を創出します。宝積寺駅西第一地区の土地区画整理事業は、平成 20 年度完了を目指します。また、宝積寺駅西第二地区の土地区画整理事業は、平成 18 年度に住民意向調査を行い、その結果を踏まえた上で実施します。

1-2.利便性の高い道路網の形成

基本方針：道路整備の必要性や整備効果について積極的な情報開示を行い、地域住民との合意形成に基づき道路整備を進めます。土地区画整理事業と連携して効率的な道路整備を進めるとともに、住民との協働の仕組みを確立し、道路の維持管理を行います。

政策目標：町内の渋滞路線、危険箇所の解消に努め、円滑な移動ができる道路網を整えます。平成 27 年度までに、芳賀高根沢工業団地の渋滞緩和に向けた路線を整備するとともに、行政と住民が連携した道路維持管理体制を築き、道路維持管理コストの抑制を実現します。

1-3.公共交通の充実

基本方針：高齢者をはじめとした交通弱者の移動ニーズに合わせて、NPO法人*、ボランティア団体などの地域活動団体や民間事業者などが適切な役割を担う、地域に密着した移動サービスを整備します。

政策目標：交通弱者を主対象とした移動サービスを平成 27 年度までに実現します。高齢者の買物や通院、児童生徒の通学などが容易になるよう、駅、商業地域、医療機関等を連絡する利用しやすい公共交通システムを整備します。

1-4.安心・安全・安定した水道水の供給

基本方針：民間経営手法を積極的に導入して、水道施設の改良、更新を効率的に推進します。さらに、顧客ニーズの把握に努め、安全性と満足度の高いサービスを提供します。

政策目標：老朽化した水道施設を更新し、より安全な上水の供給と効率的な水道事業経営を実現します。平成 27 年度までに、市街地の石綿セメント管の更新及び配水管未整備区域を解消するとともに、検針から滞納整理までの事業の一部を民間に委託し、経営効率化を実現します。

1-5.生活排水処理の充実

基本方針：土地区画整理事業と合わせて生活排水処理施設や雨水処理施設を効率的に整備します。さらに、公共下水道や農業集落排水施設が及ばない地域では、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活環境の快適性向上を図ります。

政策目標：生活排水処理施設の整備普及を通じて、水質が良好な河川に恵まれた快適な生活環境を実現します。さらに、下水汚泥は全量資源化を目指し、資源循環型社会*を構築します。平成 27 年度までに、公共下水道や合併処理浄化槽の施設を、住民の 60%以上が利用できるよう整備します。

2. 保健医療・福祉分野の目標

《 いきいき：健やかにいきいきと暮らせるまち 》

2-1.健康づくりの推進

基本方針：健康寿命（寝たきり等ではなく、元気で活動的に暮らせる寿命）の延伸を重視した健康づくりを展開します。住民、地域、行政の役割分担を明確化し、健康寿命を延ばすための行動計画を作成し、全町的に実行します。

政策目標：疾病や障害の有無に関わらず、生きがいを持って生活できる人を増やします。現在「健康である」と感じている人は、75.2%（「平成 16 年度生活習慣調査」より）ですが、この「健康である」と感じる人の割合を増やし、すべての町民が健やかに生き生きと生活できるまちを実現します。

2-2.高齢者福祉・介護の支援

基本方針：保健と福祉の連携を強化し、高齢者の健康管理と介護予防を重視します。さらに、介護施設、介護支援体制、相談体制の充実などを通じて、介護機能の高い町を実現します。

政策目標：健康管理と介護予防を推進し、お年寄りが健康で長生きできる高齢者福祉が充実した町を実現します。要支援・要介護になることを積極的に防ぐことによって、平成 27 年度には、要介護 2 から 5 の認定者数を現在予測値の 695 人から 643 人に抑えます。

2-3.障害者福祉の充実

基本方針：施設入所から地域生活への移行を基本方針とした障害者福祉計画の策定、段階的な施設と支援体制の整備を通じて、障害者が、住み慣れた地域で家族や近隣の人々と触れ合いながら生活できる環境を整えます。

政策目標：障害者が安心して生き生きと暮らせる町を目指して、「共生」と「地域生活支援」をテーマに、平成 18 年度までに障害者福祉計画を策定します。家庭的な雰囲気を備えた生活支援環境の実現に向けて、グループホーム利用者を現在の 5 名から、平成 22 年度までに 10 名に増やします。

2-4.子育て支援策の充実

基本方針：子育てに関する相談体制、学習機会の充実や、育児負担の軽減などを通じて、子育てを地域全体で支える仕組みを作ります。

政策目標：親の育児負担の軽減に努め、安心して子育てができる環境を実現します。保育サービスの充実に向けて、長時間延長保育や休日保育を 1 園から 4 園に増やすとともに、子育て不安の解消に向けて、子育て相談の場を 11 箇所から 18 箇所に増設します。さらに、思いやりのある子どもを育てるため、地域の子育て支援体制を強化します。

3. 自然・生活環境分野の目標

《 やすらぎ：豊かな自然を守る安全なまち 》

3-1.自然環境の保全と創造

基本方針：町内の自然環境の保全、創造に向けたルールを住民とともに作成します。その上で、ボランティア団体やＮＰＯ法人*などの地域活動団体、住民や企業、そして行政が協力し、自然と共生する町づくりを推進します。

政策目標：町内の自然環境の保全に関する制度や活動を創設し、自然に恵まれた環境を確実に次世代に譲り渡します。平成 19 年度までに環境基本計画を策定するとともに、平成 27 年度までに自然環境の保全に関する活動を全町に普及し、町内の拠点緑地や希少動植物を保全します。

3-2.リサイクルの推進

基本方針：ボランティア団体やＮＰＯ法人*などの地域活動団体、住民や企業、そして行政がそれぞれの立場でリサイクル活動に取組み、相乗効果が期待できる仕組みを研究し、新たな資源循環型社会*を構築します。

政策目標：平成 19 年度までにリサイクル総合計画を策定し、生ごみ、下水汚泥、ペットボトルなど多様な廃棄物に対してリサイクルの仕組みを整え、資源循環型社会*を構築します。平成 24 年度までに整備される、環境施設（ごみ処理施設）を活用し、効率的なごみ処理とリサイクルを実現します。

3-3.防災機能の向上

基本方針：災害に関するデータを収集分析し、高根沢町の特性に応じた防災体制を充実させます。また、地域防災組織の育成、強化を通じて、町全体の防災機能を高めます。

政策目標：防災施設が整い、堅固な地域防災組織のある災害に強いまちを実現します。平成 22 年度までに携帯電話による防災情報の提供システムを構築するとともに、平成 27 年度までに、地域自主グループを行政区単位で組織化し、全町的な地域防災組織の構築を行います。

3-4.防犯・交通安全対策の充実

基本方針：地域の力に着目し、子どもや高齢者に対する交通安全活動を重点的に展開して交通事故を減らします。また、自主防犯組織の育成、強化を通じて、犯罪のない安全な町を築きます。

政策目標：高齢者や子どもを交通事故や犯罪から確実に守る、安全で安心できる町を実現します。高齢者の交通事故（人身事故）を 4 割削減し、町内全体の交通事故（人身事故）の発生件数を年間 200 件以下に抑制します。

4. 産業経済分野の目標

《 げんき：活力ある地域産業を育てるまち 》

4-1. 攻めの農政への転換

基本方針：意欲と能力のある農業後継者の育成、付加価値が高く競争力のある農業経営への転換などを通じて、厳しい環境にある農業を、希望に満ちた産業となるよう支援します。

政策目標：競争力のある農業の実現を目指します。そのため、売れる米づくりの推進、消費者にアピールできる農産物の生産、低コスト化や差別化・高付加価値化、減農薬栽培などを実現します。また、経営感覚に優れた農業者を育成し、農業経営の合理化や安定化を図ります。

4-2. 新たな産業の創出

基本方針：「情報の森とちぎ」への企業誘致や産業交流ネットワークづくりを通じて、地域経済の活性化に貢献できる新たな産業の創出を図ります。また、経済活性化の協議をするための組織を構築し、地域雇用の安定と拡大に向けた活動を展開します。

政策目標：多数の有力企業が進出して地域経済が活性化し、雇用機会に恵まれた町を実現します。平成27年度までに、町内分譲地である「情報の森とちぎ」に残る未分譲地を完売し、地域雇用の拡大につなげます。また、中小企業の技術力の向上と経営安定化に努めます。

4-3. 魅力と元気のある商業振興

基本方針：行政、商工会、事業者等の連携のもとに、商業活性化に向けた支援を行います。また、事業者の積極的な取組みへの支援を通じて魅力と元気のある商業等の展開を図ります。

政策目標：町内での購買率を高め、活気と賑わいのある地域商業を実現します。TMO組織*の活動促進、中心市街地の活性化計画に基づいた環境整備などを通じて、地域商業が備える地域住民のふれあいの場としての機能を回復させ、地域商業の復活を図ります。

5. 教育・文化分野の目標

◀ かがやき：豊かな心を育むまち ▶

5-1.学校教育・教育環境の充実

基本方針：基礎的学力の強化、多様な学習体験の提供などを通じて、次代を担う子供たちの個性発揮と、生きる力の育成を図ります。

政策目標：生きる力（確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力）の育成に努めます。児童生徒一人ひとりに対して、基礎的学力を身につけさせ、様々な体験学習や食に関する指導（学校における食育）を通して、心身ともに健康な児童生徒を育成します。また、平成27年度までに、老朽化した校舎等の教育施設を計画的に改修し、安心して学習できる安全な環境を実現します。

5-2.青少年の健全育成

基本方針：家庭、学校、職場、地域が一体となり、青少年に対して様々な社会体験の機会を提供することによって、思考の柔軟性や幅広い人間性を育み、思いやりにあふれた青少年を育成します。

政策目標：物事に主体的に取り組む姿勢をもった青少年の育成に努めます。家庭、学校、職場、地域が一体となって、自然体験学習、社会体験学習などの機会を提供し、豊かな人間性と思いやりに満ちた青少年の育成を行います。

5-3.生涯学習の推進

基本方針：生涯学習の環境整備、生涯学習を支える地域活動団体の育成を通じて、住民自らの能力開発や自己実現の支援と、地域の活性化を図ります。

政策目標：自らの能力開発と自己実現を達成しやすい、学習環境が整った町を実現します。様々な自然体験、社会体験、交流活動の機会を充実させて、生涯学習を盛んにして、学習を通じた人とのふれあい豊かな町を築きます。

5-4.文化・芸術の振興

基本方針：住民の主体性を尊重しながら、文化活動参加機会の充実、優れた文化芸術の鑑賞機会の提供、伝統芸能の指導体制の強化などを通じて、住民主役の文化振興を図ります。

政策目標：住民が主役となった文化活動が活発に行われ、地域の歴史や伝統芸能を大切する町を実現します。住民の文化活動の強化に向けて新たな講座開設や文化団体の育成を図り、伝統芸能の継承に向けて、担い手を育成します。

5-5.生涯スポーツの推進

基本方針：スポーツ教室やスポーツイベントの開催、スポーツ活動団体や指導者育成などを通じて、幅広い住民がスポーツに親しむ町にします。

政策目標：生涯スポーツの普及を目指して、「いつでも・だれでも・どこでも出来るスポーツ」の実現に努めます。住民が気軽にスポーツを楽しみ、スポーツを通じて交流が広がり、地域が活性化する環境を整えます。平成 27 年度までに、総合型地域スポーツクラブを設立します。

6. 地域コミュニティ分野の目標

《 やるき：まち普請元年―自助・共助・公助 》

6-1.住民と行政の協働の推進

基本方針：住民とともにまちづくり基本条例を策定し、まちづくりに参加しやすい仕組みを整え、地域の連帯感が強い、協働のまちを目指します。

政策目標：地域の問題は地域が主体的に解決策を考え行動する、自治意識の高いまちを実現します。平成19年度までにまちづくり基本条例を策定するとともに、職員による地域担当制度の仕組みにより行政区の活性化を図り、平成27年度までに小学校区単位の行政区連合体を組織化します。

6-2.男女共同参画の促進

基本方針：講座開催や地域リーダーの育成などを通じて、男女の役割意識など、固定観念の改善を促し、家庭、職場、地域における男女間の差別や不平等の解消を図ります。

政策目標：家庭、職場、地域において、男女間の差別や不平等のない社会を築きます。さらに、地域の課題解決に対して、男女が共同して参画するまちをつくります。

6-3.行政情報の共有

基本方針：情報通信技術を活用し、住民と行政との情報共有を進めて、住民と行政とのコミュニケーション豊かなまちを創ります。

政策目標：行政情報が住民に行き渡り、地域の諸問題に関して行政と住民が共通認識を持てるように、行政情報の伝達に優れたまちを実現します。住民からの質問、苦情、要望及び提言等を確実に受け止め、相互に迅速で活発なコミュニケーションが取れる仕組みを確立します。